

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成25年10月16日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

1 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
373,968円	373,929円 (363,239円)	39円 (10,729円)	0.01% (2.95%)

(注) () 内は「職員の給与の特例に関する条例(平成19年徳島県条例第66号)(以下「特例条例」.)という。)により、4月分として支払われた臨時的給与削減措置後の数値。

<特別給(期末手当・勤勉手当)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
3.96月	3.95月

【参考】

特例条例の改正による7月からの臨時的給与削減措置の削減率が4月に適用されたと仮定した場合の給与の比較

民間給与 (A)	職員の給与 (B')	差額 (A-B')	差額率 (A-B')/B'
373,968円	350,193円	23,775円	6.79%

特例条例の改正により、管理職職員の12月分の期末手当・勤勉手当については5%削減して支給することとされている。

2 本年の給与改定等

(1) 給料表

公民較差が極めて小さい(0.01%)ため、改定なし。

(2) 特別給(期末手当・勤勉手当)

民間の支給割合(3.96月)とおおむね均衡しているため、改定なし。

＜一般の職員の場合の現行の支給月数＞

平成25年度	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.90月	2.05月	3.95月

(3) その他の課題

ア 給与構造改革における経過措置の廃止

当該経過措置については、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、廃止する必要がある。なお、廃止に当たっては、本県の実情や他の都道府県の状況等を踏まえ、激変緩和の観点から、経過規定を設けることが適当である。

イ 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与減額支給措置終了後に、給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手することとし、今後、給与制度の在り方について検討を進め、早急に結論を得ることとしたいとしている。これについては、今後の国の検討状況に留意しつつ、他の都道府県の動向を注視し、本県の実情を踏まえながら研究を進めていくこととする。

(4) 改定の実施時期等

上記2(3)ア「給与構造改革における経過措置の廃止」については、平成26年4月1日から実施する。

なお、この改定に当たっては、本県の実情や他の都道府県の状況等を踏まえ、経過規定を設けること。